(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月27日

青森市長 様

提出者

住 所 青森市大字安田字近野146-7 氏 名 一般社団法人 慈恵会 理事長 丹野智宙 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 017-782-8500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その 処理に関する計画を作成したので、提出します。

	事業場の名称	青森慈恵会病院					
	事業場の所在地	青森市大字安田字近野146-1					
	計画期間	令和7年4月1日~令和8年3月31日まで					
当	当該事業場において現に行っている事業に関する事項						
	①事業の種類	医療業					
	②事業の規模	病床数 332床					
③従 業 員 数 540		540名					
	④特別管理産業廃棄物の一 連の処理の工程	感染性廃棄物 【各診療科·各病棟·手術室】 → 運搬委託 → 処理委託 → 処理委託 → 処理委託 — ↓ 処理委託 — ↓ 处理委託 — ↓					

(日本産業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
	(管理体制図)						
	特別管理産業廃棄物管理責任者		管理責任者 [院長		
	院内管理			院	内感染防止対策委員会		
	排出管理		í	予病棟・外来・手術室等			
	 	計画作成			事務局		
特別	 管理産業廃棄物の		##に関する事項	ī			
14 7)	, 点	1	令和6年度)実				
		排	出	量量	105.996 t	t	
					105.990 t	l	
	 ①現状	感染性廃	棄物による院内	勺感:		保持及び病原性微生物等	
		の拡散防	止を徹底し、他	の厚	₹乗物との分別の周知及て 施し適切な廃棄処理と指導	が定期的な院内感染防止対	
		來安貝云	によるノソントで	と天	地し週別は廃来処理と指導	手に劣めている。	
		- 特別管理	産業廃棄物の種	重類	感染性廃棄物		
		 排	出	量	150 t	t	
		(今後実	施する予定の耳	文組)			
	②計画	①の取組継続のほか、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに 沿って適切な廃棄処理に努めるようにする。ただし休止の病棟再開により排出量					
		増が見込		<i>⊆鈐</i>	めるよりにする。 たたし休山	この州保円用により排出軍	
			31, 000				
特別	 管理産業廃棄物の/	<u> </u> 分別に関す	 トろ事項				
1975	別管理産業廃棄物の分別に関する事項 「分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)						
	他の廃棄物との分別の周知及び定期的な院内感染防止対策委員会による院内ラ						
	①現状 ウンドを実施し、適正な廃棄処理に努めている。						
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組 同上					び分別に関する取組)	
	②計画						

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度(令和 年度)実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類		
	①現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	105元4人	(これまでに実施した取組)		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取組)		
自ら	<u> </u> 行う特別管理産業	<u> </u> 	事項	
		【前年度(令和 年度)実績】	/	
		特別管理産業廃棄物の種類	/	
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(1) 54.4K	(これまでに実施した取組)		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
		【前年度(令和 年度)実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類				
	①現 状	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量 t				
	少先 孙	(これまでに実施した取組)				
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類				
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量 t				
	②計画	(今後実施する予定の取組)				
特別	J管理産業廃棄物の類 ┏	型理の委託に関する事項 「ないなないないないないないないないないないないないないないないないないないな				
		【前年度(令和6年度)実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類感染性廃棄物				
		全処理委託量 105.996 t t				
		優良認定処理業者 への処理委託量 t				
		再生利用業者への 処理委託量 t				
	①現状	認定熱回収業者 への処理委託量 t				
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量 t t				
		(これまでに実施した取組) 契約書及び処理委託業者の所有する許可品目と排出する廃棄物が合致する こと、許可証の業務内容及び許可範囲・廃棄物処理内容を確認の上、委託業 者を選定し契約をしている。				

	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類感染性廃棄物			
	全処理委託量	150 t	t	
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	
②計画	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	
O II E	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	
	(今後実施する予定の取組現状の取り組みを継続する			
<u>. </u>	【前年度(令和6年度) 実績】			
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		105.996 t	
	(今後実施する予定の取組 継続して電子マニフェストを			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩 化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからいまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量 が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登 録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、そ の旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。